

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 小児・障がい児者在宅医療人材育成・確保事業費 (地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係

電話番号：058-272-1111 (内 2627) E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,300 千円 (前年度予算額：5,300 千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	繰入金	県 債	一 般 財 源
前年度	5,300	0	0	0	0	0	5,300	0	0
要求額	5,300	0	0	0	0	0	5,300	0	0
決定額	5,300	0	0	0	0	0	5,300	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

常時、医療的支援を必要としながら在宅で暮らす小児・障がい児者等が年々増加しているが、対応できる医師・看護師等の不足から、その支援体制は十分ではなく、特に、在宅の受け皿となるクリニックや訪問看護ステーションなどの地域資源の支援体制の充実が不可欠である。

小児在宅医療は、人工呼吸器や経管栄養などといった医療デバイスの管理から、メディカルチェック、入浴介助、リハビリや口腔ケアなどにいたるまで、医療・看護・リハビリなど、様々な分野が関わり、支援が多岐にわたるとともに、それぞれの分野において、専門的な知識と経験が必要とされる。

このため、在宅重症児者を支援する医療人材を育成・確保するには、それぞれの分野において、小児在宅医療の専門的な知識や技術を習得する機会を設けるとともに、多職種に渡る研修を重層的に実施していく必要がある。

(2) 事業内容

- 小児等在宅医療個別指導事業 (R2：500 千円→R3：500 千円)

新たに重度障がい児者に対する診療、看護、リハビリ等医療サービスのほか、短期入所等の障害福祉サービスを実施又は利用者の増加を図る医療機関・福祉施設の医師、看護師、セラピスト等に対し、重度障がい児者特有のケアに精通した医師、看護師、セラピスト等を派遣し、オーダーメイ

ド型の実技指導を行うほか、重症心身障がい、遷延性意識障がい、運動ニューロン疾患等についての研修を行う。

- 在宅重度障がい児者看護人材育成研修事業（R2:4,000千円→R3:4,000千円）
 重度障がい児者の在宅医療を支える看護人材を育成するため、必要となる知識、技術に関する通年型の専門的・実践的な研修を実施する。
 通年型研修の修了者等を対象に、フォローアップ研修として、呼吸介助リハ、摂食嚥下リハ等をテーマにした実技主体の技術研修を実施する。
- 小児リハビリ専門研修事業（R2：500千円→R3：500千円）
 医療的ケアを要する在宅等の小児・障がい児者に対応できる医療人材の中でも、特に家族のニーズが高いリハビリ人材の育成を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を対象に、障がい児者リハビリの基本手技である小児リハビリに関する専門研修を実施する。
- 小児在宅訪問看護人材育成研修事業（R2：300千円→R3：300千円）
 医療的ケアを要する小児とその家族が安心して在宅生活を送るための新たな担い手として、家族からのニーズが高い訪問看護人材を育成するため、訪問看護ステーションに所属する看護師等への研修を実施する。

（3）県負担・補助率の考え方

地域医療介護総合確保基金を活用した県単独事業として実施する。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	350	実地指導、研修講師謝金等
旅費	98	講師等費用弁償
需用費	4	会議費
使用料	48	会場使用料
委託料	4,800	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅重度障がい児者看護人材育成研修事業 4,000 ・小児リハビリ専門研修事業 500 ・小児在宅訪問看護人材育成研修事業 300
合計	5,300	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

小児・障がい児者医療に対応できる医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医療人材を育成・確保し、在宅生活を送る障がい児者の支援体制を強化する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移 (のべ)		現在値 (のべ)	目標 (のべ)	達成率
重症心身障がい児者医療研修受講者数	0人 (H25)	787人 (H29)	1,082人 (H30)	1,432人 (R1)	1,900人 (R3)	75%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

(令和元年度実績)

- ・小児・障がい児者リハビリテーション専門研修を実施(R2.2.8~9)
- ・重症心身障がい児者看護人材育成研修を実施(R1.6~R2.2)
- ・呼吸介助手技実技講習会を実施(R1.9.7~8)
- ・摂食嚥下リハ・口腔ケアに関する講習会を実施(R2.11.8)

(前年度の成果)

- ・小児在宅医療実技講習会を実施し、医師12名、看護師12名が実技を伴う講習会に参加したほか、講演会には、医師、看護師、セラピスト等の医療従事者のほか、介護福祉士や相談支援専門員など福祉職を含め、142名が参加した。
- ・重症心身障がい児者看護人材育成研修を開催し、30名の看護師等が1年間にわたる専門的なカリキュラムを受講した。
- ・呼吸介助手技実技講習会を実施し、28名の看護師が2日間にわたり基本的な呼吸介助手技の実習を受講した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
<p>（評価） ○</p>	<p>常時医療的支援を必要としながら在宅で暮らす小児・障がい児者等が年々増加しているが、対応できる医師・看護師の不足が顕著であり、その支援体制は十分ではない。特に小児・障がい児者の場合、在宅の受け皿となる訪問診療、訪問看護等の地域資源の不足に加え、医療・福祉の支援の獲得を支える人材がおらず、家族のニーズに十分対応できていないのが現状である。このため、小児・障がい児者及びその家族の在宅生活をサポートする小児在宅医療の専門的な知識や経験を有する医療人材の育成・確保が急務である。</p> <p>また、求められるニーズは多岐にわたり、医療、看護、リハビリなどの支援が複合的に求められていることから、それぞれの分野で支援のすそ野を広げるとともに、かつ、多職種が重なり合うように支援を行うことができるよう、人材育成にあたって個別に対象とする研修を重層的に実施していく必要がある。</p>
<p>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
<p>（評価） ○</p>	<p>重症心身障がい児者看護人材育成研修により、重症心身障がい児者看護について専門的な技術や知識を持った看護師をのべ 181 名育成した。（平成 26 年度～令和元年度）</p> <p>小児在宅医療実技講習会を実施し、医師 12 名、看護師 12 名が実技を伴う講習会に参加したほか、講演会には、医師、看護師、セラピスト等の医療従事者のほか、介護福祉士や相談支援専門員など福祉職を含め、142 名が参加し、多職種による相互のつながりや情報共有が図られた。</p>
<p>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
<p>（評価） ○</p>	<p>国の財政支援制度を活用し、県の財政負担を抑制しながら、充実した内容の事業を行うこととしている。</p>

（今後の課題）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児者医療に対応できる医師・看護師等の人材育成・確保 ・ 多職種連携をコーディネートできる人材の育成・確保
--

（次年度の方向性）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 職種の壁を超えた、多職種連携による重層的な支援の展開
--

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>【○○課】</p>
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

